



(様式4)

石垣市公告第 207 号

石垣農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、当該農業振興地域整備計画の変更案を次のとおり一般の縦覧に供する。

石垣市の住民は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の変更案について、石垣市に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者及びその土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは縦覧期間満了の日の翌日から令和7年8月14日までに石垣市にこれを申し出ることができる。

令和7年 6 月 30 日

石垣市長職務代理者

石垣市副市長 知念 永一郎



1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和 7 年 7 月 1 日

至 令和 7 年 7 月 30 日

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

石垣市役所農政経済課 (石垣市字真栄里672番地)